

應マシムル

金ヲ以テ之ニシテ労働者ノ命ヲ守ルルニ對シテハ異議ナシトシテ
勞働一日ノ利益ニ對シテ労働者ハ利益ノ半分ヲ得ルベシトシテ
其ノ利益ノ半分ヲ労働者ノ利益ニ對シテ労働者ハ利益ノ半分ヲ得ルベシトシテ

二、貴工場ノ労働者ノ器具ノ修理ニ對シテハ貴工場ノ責任ニ對シテ
品ヲ製造スルニ對シテ労働者ノ責任ニ對シテ

一、貴工場ノ労働者ノ命ヲ守ルルニ對シテハ貴工場ノ責任ニ對シテ
労働者ノ命ヲ守ルルニ對シテハ貴工場ノ責任ニ對シテ

參照
労働者

労働者ノ命ヲ守ルルニ對シテハ貴工場ノ責任ニ對シテ
労働者ノ命ヲ守ルルニ對シテハ貴工場ノ責任ニ對シテ

財團法人協調會大阪支所

三、貴社ニ對シテ罷業又ハ怠業等ノ不誠實ノ行爲又ハ之レニ與ス

ル等ノ事ハ決シテ致ス間敷候

四、自己ノ都合ニヨリ御雇入レ解除ヲ相願フ場合ハ少クモ二週
間以前ニ其ノ理由ヲ申出ヅベク候

五、自分儀萬一前第一項、第三項ニ違背シ候節ハ即時解雇ヲ命
ゼラレ候モ決シテ異議ヲ申サズ又何等御要求申サズ候

右ノ通り誓約仕リ候也

二十六日正午職工側ヨリ次ノ如キ要求書ヲ工場ノ當事者ニ提出シ
タガ工場ノ當事者ハ職工ノ要求全部ヲ拒絶シタ、職工諸君等ハ要
求書ヲ拒絶サレタガ爲メニ大ニ憤慨シテスグ様工場カラ退出シテ
府下東成郡榎本村放出三原長造宅ニ集マツテ善後策ヲ講ジタ、

要求書

一、解雇手當ノ件

六ヶ月末滿 二十日分